

## 【2割負担】

### 2. 各種加算について

#### (1) 全利用者が加算される加算

加算名称	金額	加算条件
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	36円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合
夜間職員配置加算(Ⅰ)	26円/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員を基準以上配置
看護体制加算(Ⅰ)	8円/日	常勤の看護師を1名以上配置
看護体制加算(Ⅱ)	16円/日	看護職員を基準以上配置、かつ協力病院と24時間連携体制を確保
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		施設サービス費(食費・居住費以外)単位数の1000分の83を加算

#### (2) 該当者が加算される加算

加算名称	金額	加算条件
送迎加算	368円/回	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う場合
療養食加算	16円/日	医師の指示(食事箋)に基づき、腎臓病や糖尿病等の治療食を提供した場合
若年性認知症入所者受入加算	240円/日	65歳未満の認知症診断ある方を受け入れた場合で65歳に到達する前々日まで加算
医療連携強化加算	112円/日	ある一定の状態にある方で、看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合であって、急変の早期発見等のため、看護職員による定期的な巡回を行い、緊急やむを得ない場合の対応にかかわる取り決めをし、急変時の方針について利用者から同意を得ている場合 ※一定の状態：喀痰の吸引の実施、人工膀胱又は人工肛門の処置、経鼻胃管等の経腸栄養が行われている、褥瘡の治療の実施等
緊急短期入所受入加算	180円/日	利用者の状態や家族の事情により、介護支援専門員が、緊急にショートステイの利用が必要と認め、居宅サービス計画に位置付けられていないショートステイを緊急で利用をした場合、7日～14日を限度に加算
在宅中重度者受入加算ハ	826円/日	ショートステイ利用中に訪問看護事業所による健康管理を受けた場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	400円/日	認知症の行動や症状が現れて緊急に短期入所生活介護が必要と医師が認めたご利用者に対して、介護支援専門員や受け入れ事業所等と連携しながら受け入れをした場合、7日を限度に加算

#### (3) 該当者が減算される加算

加算名称	単位数(金額)	加算条件
	▲30単位(円)/日	同一の事業所を連続して30日を超える利用をしている場合

### 3. その他の費用について

費用	金額	内容
特別な食事	実費	献立以外の食事や、食品の追加希望がある場合
理美容代	実費	カット・髭剃り 2000円 カットのみ 1800円 髭剃り 1000円 その他希望がある場合は、ご相談ください。
クリーニング代	実費	洗濯場で洗濯できない服等は、クリーニングに出す場合
日常生活用品等の購入代行	実費	希望により、日用品の購入代行を行う場合
レクリエーション等費用	実費	外出時のおやつ代等
自己選択によるサービス費用	実費	自己選択によりかかった諸経費